



# 宮 崎 県 公 報

平成20年 9 月18日 (木曜日) 第 2017 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 告 示

- 内水面区画漁業の免許…………… (水産政策課) 1
- 地図及び簿冊の認証…………… (農村計画課) 1
- 土地改良区の役員の就退任の届出 (7 件) …… (農村整備課) 1
- 基本測量実施の通知…………… (管理課) 5
- 労働委員会告示

- 宮崎県労働委員会のあっせん員候補者の氏名、  
閏歴等の公示…………… 5
- 選挙管理委員会告示
- 不在者投票のできる施設の指定変更…………… 6
- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3  
分の1の数…………… 6
- 選挙区における選挙権を有する者の総数の3分  
の1の数…………… 6
- 選挙事務取扱規程の一部を改正する告示…………… 6

## 告 示

### 宮崎県告示 705号

漁業法 (昭和24年法律第 267号) 第10条の規定により、平成20年 9 月 1 日付けで次のとおり内水面区画漁業の免許をした。

平成20年 9 月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

公示 番号	免許 番号	漁業権者		漁業種類 及び漁業 の名称	免許の 内容
		住所	氏名又は名称		
内区 第 1 号	同左	児湯郡西米良 村大字村所15 番地	西米良漁業協 同組合 代表理事組合 長 早瀬 誠	第 1 種区 画漁業 こい小割 式養殖業	平成20 年宮崎 県告示 第 292 号で公 示した とおり
内区 第 2 号	同左	西都市大字南 方3214番地 2	一ツ瀬川漁業 協同組合 代表理事組合 長 田中 寛	同上	同上
内区 第 3 号	同左	同上	同上	同上	同上
内区 第 4 号	同左	同上	同上	同上	同上
内区 第 5	同左	同上	同上	同上	同上

号				
---	--	--	--	--

## 公 告

国土調査法 (昭和26年法律第 180号) 第19条第 2 項の規定により、  
次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成20年 9 月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地籍調査を行った者の名称  
宮崎郡清武町
- 2 地籍調査を行った期間  
平成17年 4 月 1 日から平成19年 3 月 7 日
- 3 地籍調査を行った地域  
宮崎郡清武町大字加納の一部
- 4 認証年月日  
平成20年 8 月29日

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第18条第16項の規定により、  
古城土地改良区 (宮崎市) の役員の就任及び退任について次のとおり  
届出があった。

平成20年 9 月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	奥 野 忠 良	宮崎市古城町後藤寺迫6322番地
副理事長	鬼 塚 晃	宮崎市古城町山ノ城5712番地
理 事	戸 高 厚	宮崎市古城町長田5849番地
理 事	川 添 和 則	宮崎市古城町柳町5028番地

理 事	長 友 恒 映	宮崎市古城町古城6159番地
総括監事	戸 高 博	宮崎市古城町長田5845番地
監 事	久保田 重 行	宮崎市古城町持田5012番地 2

(任期：平成22年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	奥 野 忠 良	宮崎市古城町後藤寺迫6322番地
理 事	長 友 恒 映	宮崎市古城町古城6159番地
理 事	鬼 塚 晃	宮崎市古城町山ノ城5712番地
理 事	長 友 勝 彦	宮崎市北川内町坂谷4452番地 3
理 事	安 井 奈良夫	宮崎市古城町柳町5090番地
監 事	長 友 利 夫	宮崎市古城町古城6225番地
監 事	湯 浅 美 明	宮崎市古城町鞆原田2839番地 2

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、池内南方土地改良区（宮崎市）の役員就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成20年9月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	服 部 国 夫	宮崎市池内町前吾田1085番地
副理事長	齊 藤 恵 一	宮崎市池内町松元3847番地 1
理 事	中 嶋 政 勝	宮崎市南方町迫之山77番地
理 事	井 上 隆 光	宮崎市池内町立野下1842番地
理 事	猪 野 廣 保	宮崎市南方町大迫 241番地
総括監事	佐々木 正 典	宮崎市南方町垣下 470番地
監 事	鳥 浦 利 夫	宮崎市池内町麓1526番地

(任期：平成22年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	服 部 国 夫	宮崎市池内町前吾田1085番地
理 事	大 原 郁 夫	宮崎市池内町大瀬戸4237番地
理 事	久保田 詔 士	宮崎市南方町御供田1199番地
理 事	井 上 力 夫	宮崎市池内町塩井川3300番地
理 事	小 松 健 二	宮崎市南方町垣下 583番地
監 事	佐々木 正 典	宮崎市南方町垣下 470番地
監 事	鳥 浦 利 夫	宮崎市池内町麓1526番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、村角土地改良区（宮崎市）の役員就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成20年9月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	長 友 恵 文	宮崎市村角町古郷2414番地
副理事長	後 藤 尚 武	宮崎市村角町北原2229番地
理 事	森 栄 和	宮崎市村角町木ノ元 759番地 5
理 事	長 友 史 公	宮崎市村角町北原2245番地
理 事	石 川 正 智	宮崎市村角町安尊2063番地
理 事	大田原 正 和	宮崎市村角町阿波2540番地
理 事	赤 木 久 男	宮崎市村角町萩崎2652番地
理 事	小 川 領 一	宮崎市村角町中尊1935番地 3
総括監事	小 川 仁	宮崎市村角町北原2235番地 2
監 事	大田原 睦 雄	宮崎市村角町橋尊1969番地

(任期：平成22年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	長 友 恵 文	宮崎市村角町古郷2414番地

理 事	後 藤 尚 武	宮崎市村角町北原2229番地
理 事	森 栄 和	宮崎市村角町木ノ元 759番地 5
理 事	長 友 史 公	宮崎市村角町北原2245番地
理 事	石 川 正 智	宮崎市村角町安尊2063番地
理 事	大田原 正 和	宮崎市村角町阿波2540番地
理 事	小 川 秋 光	宮崎市村角町中尊1931番地
理 事	大田原 英 典	宮崎市村角町原口2647番地イ
監 事	石 川 勝	宮崎市村角町中尊1918番地
監 事	小 川 仁	宮崎市村角町北原2235番地 2

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、宮崎市北土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成20年 9月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

#### 1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	坂 本 中 保	宮崎市大字瓜生野 119番地
副理事長	齊 藤 重 治	宮崎市大字瓜生野3241番地 1
理 事	厨 子 睦 雄	宮崎市大字大瀬町5487番地
理 事	黒 木 末 夫	宮崎市大字上北方 222番地
理 事	高 山 伊通男	宮崎市大字糸原3488番地 1
理 事	日 高 信 男	宮崎市大字瓜生野2416番地 6
理 事	大 原 幸 男	宮崎市大字大瀬町1791番地口
理 事	富 永 盛 次	宮崎市大字糸原 377番地
理 事	湯 地 將 之	宮崎市大字瓜生野 998番地
理 事	原 田 善 弘	宮崎市大字大瀬町 836番地
理 事	池 山 弘 行	宮崎市大字糸原2243番地
総括監事	井 上 誠	宮崎市大字上北方 718番地
監 事	原 美 午	宮崎市大字瓜生野4535番地 3

監 事	松 田 正 隆	宮崎市大字大瀬町 615番地
監 事	上 野 和 久	宮崎市大字糸原2440番地

(任期：平成22年 3月31日まで)

#### 2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	日 高 強	宮崎市大字上北方1025番地 1
理 事	日 高 信 男	宮崎市大字瓜生野2416番地 6
理 事	壹 岐 勝 行	宮崎市大字大瀬町5766番地
理 事	上 野 和 久	宮崎市大字糸原2440番地
理 事	坂 本 中 保	宮崎市大字瓜生野 119番地
理 事	押 川 嬉	宮崎市大字瓜生野3228番地
理 事	大 原 幸 男	宮崎市大字大瀬町1791番地口
理 事	高 山 多喜男	宮崎市大字糸原3518番地
理 事	湯 地 將 之	宮崎市大字瓜生野 998番地
理 事	押 川 博 雄	宮崎市大字大瀬町 844番地 3
理 事	内 山 和 俊	宮崎市大字糸原 245番地 2
監 事	椎 村 重 利	宮崎市大字糸原2293番地
監 事	杉 田 利 男	宮崎市大字上北方1352番地 1
監 事	原 田 善 弘	宮崎市大字大瀬町 836番地
監 事	蛭 原 和 美	宮崎市大字瓜生野4575番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、時屋土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成20年 9月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

#### 1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	小岩屋 正 勝	宮崎市古城町犬ノ馬場3573番地
副理事長	崎 田 善 彦	清武町大字船引7289番地
理 事	奥 野 悟	宮崎市古城町古城6153番地

理 事	安 井 明	宮崎市大字細江4129番地
理 事	貴 島 武	宮崎市大字細江4744番地
総括監事	長 友 利 夫	宮崎市古城町古城6225番地
監 事	高 橋 研 三	宮崎市大字細江3350番地

(任期：平成23年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	小岩屋 正 勝	宮崎市古城町犬ノ馬場3573番地
理 事	貴 島 直 也	宮崎市大字細江4661番地
理 事	奥 野 悟	宮崎市古城町古城6153番地
理 事	安 井 明	宮崎市大字細江4129番地
理 事	崎 田 善 彦	清武町大字船引7289番地
監 事	落 合 和 行	清武町大字加納丙1446番地
監 事	長 友 利 夫	宮崎市古城町古城6225番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、  
 田野町鹿村野地区土地改良区（宮崎市）の役員 の就任及び退任につ  
 いて次のとおり届出があった。

平成20年9月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	川 越 正 則	宮崎市田野町乙 13167番地 3
理 事	野 崎 庄 三	清武町大字船引4011番地
理 事	伊 賀 康 行	宮崎市田野町乙 13128番地 1
理 事	岩 切 正	清武町大字船引4036番地
理 事	貴 島 光 弘	宮崎市田野町乙 13162番地
監 事	山 本 良 民	宮崎市田野町乙 13227番地の 2
監 事	川 越 林	宮崎市大字本郷南方2979番地

(任期：平成24年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	川 越 正 則	宮崎市田野町乙 13167番地 3
理 事	野 崎 真 一	清武町大字船引4037番地
理 事	伊 賀 康 行	宮崎市田野町乙 13128番地 1
理 事	貴 島 光 弘	宮崎市田野町乙 13162番地
理 事	野 崎 義 明	清武町大字船引3781番地
理 事	大 野 弘 美	宮崎市田野町乙 13216番地 2
理 事	野 崎 庄 三	清武町大字船引4011番地
監 事	山 本 良 民	宮崎市田野町乙 13227番地の 2
監 事	野 崎 良 美	清武町大字船引3775番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、  
 宮王丸土地改良区（国富町）の役員 の就任及び退任について次のと  
 おり届出があった。

平成20年9月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	郡 一 利	国富町大字宮王丸 427番地 1
理 事	郡 政 盛	国富町大字宮王丸 448番地
理 事	享 保 吉 治	国富町大字宮王丸 574番地
理 事	鶴 田 俊 則	国富町大字宮王丸 386番地 1
理 事	郡 貴 淑	国富町大字宮王丸 496番地 3
理 事	郡 弘	国富町大字宮王丸 342番地 1
理 事	長 嶺 一 夫	国富町大字宮王丸 346番地
理 事	吉 野 秀 子	国富町大字宮王丸 294番地 2
理 事	赤 星 宗 應	国富町大字本庄2439番地 1
理 事	鈴 木 益 夫	国富町大字本庄 941番地
監 事	服 部 宗 行	国富町大字宮王丸 438番地
監 事	長 嶺 仁 英	国富町大字宮王丸 260番地

監事 郡行俊 国富町大字宮王丸 405番地2

(任期：平成22年3月31日まで)

## 2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	郡行俊	国富町大字宮王丸 405番地2
理事	吉野年男	国富町大字宮王丸 247番地
理事	郡辰夫	国富町大字宮王丸 574番地
理事	小倉国照	国富町大字宮王丸 502番地
理事	郡浩章	国富町大字宮王丸 431番地
理事	郡秀明	国富町大字宮王丸 388番地
理事	長嶺満義	国富町大字宮王丸 330番地
理事	郡眞一	国富町大字宮王丸 301番地
理事	吉野忠良	国富町大字本庄2443番地1
監事	江藤保	国富町大字宮王丸 584番地
監事	服部宗行	国富町大字宮王丸 438番地
監事	長嶺仁英	国富町大字宮王丸 260番地

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成20年9月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

## 1 作業の種類

基本測量(空中写真撮影及びデジタルオルソ作成作業)

## 2 作業地域

延岡市、日向市、串間市、西都市、南郷町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、西米良村

## 3 作業期間

平成20年8月21日から平成21年3月20日まで

## 労働委員会告示

## 宮崎県労働委員会告示第3号

労働関係調整法施行令(昭和21年勅令第478号)第4条及び労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第68条第1項の規定により、宮崎県労働委員会のあっせん員候補者の氏名、閥歴等を次のとおり公表する。

平成20年9月18日

宮崎県労働委員会会長 日野直彦  
あっせん員候補者名簿  
(五十音順) (平成20年9月4日現在)

氏名	閥歴及び現職	委嘱日
江藤洋行	県労働委員会使用者委員 宮崎県経営者協会専務理事	平19.8.20
押川利孝	県商工観光労働部労働政策課長	平20.4.3
甲斐勝利	県労働委員会使用者委員 (株)志多組常勤監査役	平19.8.20
木下清隆	県労働委員会労働者委員 UIゼンセン同盟宮崎県支部顧問	平19.8.20
倉掛正志	県労働委員会使用者委員 宮崎県商工会議所連合会専務理事	平19.8.20
黒木康年	県労働委員会事務局長	平19.8.20
黒田民子	県労働委員会公益委員 社会保険労務士	平19.8.20
佐田修一	県労働委員会使用者委員 王子製紙(株)執行役員日南工場長	平19.8.20
末藤孝憲	県労働委員会使用者委員 宮崎空港ビル(株)専務取締役	平19.8.20
◎高橋隆也	県労働委員会労働者委員 全日通労働組合宮崎県支部執行委員長	平20.9.4
高藤和洋	県労働委員会事務局調整審査課長	平20.4.3
中別府 暎 治	県労働委員会労働者委員 宮崎交通労働組合執行委員長	平19.8.20
新名照幸	県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連合会顧問	平19.8.20
日高裕次	県労働委員会事務局調整審査課長補佐	平20.4.3
日野直彦	県労働委員会公益委員 弁護士	平19.8.20
宮田行雄	県労働委員会公益委員 弁護士	平19.8.20
村田 綜	県労働委員会公益委員 元宮崎県企業局管理部長	平19.8.20
山崎 真一郎	県労働委員会公益委員 弁護士	平19.8.20
横山節夫	県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連合会会長	平19.8.20

◎今回変更したあっせん員候補者

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第33号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票のできる施設の指定を次のとおり変更した。

平成20年9月18日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若友慶二

Table with 4 columns: 名称, 変更事由, 新旧の別, 変更内容. It lists changes to voting facilities for the 'Sanjūhachijō' area.

宮崎県選挙管理委員会告示第34号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成20年9月2日現在次のとおりである。

平成20年9月18日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若友慶二

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,754人
選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 222,948人

宮崎県選挙管理委員会告示第35号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成20年9月2日現在次のとおりである。

平成20年9月18日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若友慶二

Table listing election districts and their respective voter counts: 宮崎市選挙区 (99,256), 都城市選挙区 (46,205), 延岡市選挙区 (36,483), 日南市 (9,681), 小林市選挙区 (11,261), 日向市選挙区 (17,232), 串間市選挙区 (6,136), 西都市 (9,692), えびの市選挙区 (6,461).

Table listing election districts and their respective voter counts: 宮崎県選挙区 (7,331), 北諸県郡選挙区 (6,478), 西諸県郡選挙区 (5,411), 東諸県郡選挙区 (8,101), 児湯郡 (20,369), 東臼杵郡選挙区 (8,744), 西臼杵郡選挙区 (6,725).

選挙事務取扱規程の一部を改正する告示をここに公表する。

平成二十年九月十八日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若友慶二

宮崎県選挙管理委員会告示第三十六号

選挙事務取扱規程の一部を改正する告示

選挙事務取扱規程(平成十二年宮崎県選挙管理委員会告示第十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条の次に次の一条を加える。

(郵便等による在外投票の投票用紙及び投票用封筒を発送する日)
第十二条の二 在外選挙執行規則(平成十一年一月二十六日自治省令第二号)第二十三条第三号に規定する当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日とする。

- 1 衆議院議員又は参議院議員の統一対象再選挙(公職選挙法第三十三条の二第二項に規定する統一対象再選挙をいう。以下同じ。)又は補欠選挙が同項の規定により行われる場合 九月十六日から翌年の三月十五日までに当該選挙を行うべき事由が生じた場合は当該期間の直後の三月十六日、三月十六日からその年の九月十五日までに当該選挙を行うべき事由が生じた場合は当該期間の直後の九月十六日
1 衆議院議員又は参議院議員の統一対象再選挙又は補欠選挙が公職選挙法第三十三条の二第三項又は第四項の規定により行われる場合 当該選挙を行うべき事由が生じた旨を県委員会が告示した日又は参議院議員の任期満了の日前六十日に当たる日のいずれか遅い日
2 衆議院議員若しくは参議院議員の再選挙が公職選挙法第三十三条の二第一項の規定により行われる場合又は衆議院議員若しくは参議院議員の統一対象再選挙若しくは補欠選挙が同条第五項の規定により行われる場合 当該選挙を行うべき事由が生じた旨を県委員会が告示した日
2 公職選挙法第三十三条の二第七項の規定の適用がある場合において、前項の規定の適用については、同項第一号中「当該選挙を行うべき事由」とあるのは「同条第七項の規定により読み替えて適用される同条第二項に規定する選の方の事由」と、同項第一号中「当該選挙を行うべき事由」とあるのは「同条第七項の規定により読み替えて適用される同条第三項又は第四項に規定する選の方の事由」と、同項第三号中「当該選挙を行うべき事由」とあるのは「同条第七項の規定により読み替えて適用される同条第一項又は第五項に規定する選の方の事由」とする。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。